

RI第2510地区

# 留萌ロータリークラブ

# 会報

2012 ▶ 2013  
WEEKLY REPORT



奉仕を通じて  
**平和を**

田中作次

2012-13年度  
国際ロータリー会長

留萌  
ロータリークラブ  
会長目標

ロータリーを楽しく・  
学び・奉仕しよう

会長／山本讓二 幹事／森 幹雄

## プログラム

- 本日  
移動例会  
来賓卓話「留萌アーカイブス事業について」

結婚記念日  
9月30日 遠藤 光一  
9月30日 松田 宏幸

- 次週予定  
来賓卓話  
留萌労働基準監督署 署長 丹羽 裕康様

No. 2528

第12回 9月26日

出席報告

前例会

会員総数……………43名  
出免会員……………10名  
出免出席……………7名  
基準会員出席……………22名  
出席率……………67.44%

前々々

第9回 9月5日  
欠席会員……………13名  
内メイクアップ……………3名  
修正出席率……………72.09%

例会／毎週水曜 12:15～13:15 留萌産業会館2F



## 会長報告……………

1. 国際ロータリー第2510地区、地区大会信任状に私と森幹事で署名した事を報告いたします。



## 幹事報告……………

- ・赤平RCより10月例会案内を受領しました。
- ・砂川RCより7月8月の会報を受領しました。
- ・札幌大通公園RCより10周年記念誌を受領しました。
- ・米山梅吉記念館より館報と賛助会員入会依頼書を受領しました。
- ・国際ロータリー第2510地区ガバナー事務所より、2012～2013年度地区補助金管理セミナー開催の案内を受領しました。

ゲスト

留萌市市議会議長 小野 敏雄様



## 委員会報告……………

例会運営委員会

対馬委員長

次週9月26日の例会会場は、海のふるさと館です。時間は通常通りの12時15分からです。お間違えないようにお願いします。



## 3分間情報……………

会員研修委員会

高田副委員長

「地区大会 District Conference」

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時、及び場所において地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとす

# 第11回 9月19日(水) 天候/雨

る。地区大会の開催日程はロータリー研究会、地区協議会、国際協議会、または国際大会の大会と重なってはならない。

## (目的)

地区大会の共通の目的は、以下を行うために地区内の全ロータリアンを一堂に集めることである。

- 地区の奉仕プログラムやプロジェクトを紹介する。
- 奉仕にさらに参加するようロータリアンの意欲を高める。
- クラブレベルを超えたロータリーのビジョンを共有する。
- 思い出に残る親睦の経験を楽しむ。
- ロータリーのリーダーと交わる機会を提供する。

地区大会は、規定審議会に提出される立法案を承認または提案することができ、規定審議会に送る代表議員を選出することもできる。

## (場所)

地区は、出来るだけ多くの参加者が出席でき、不必要な財政的負担を最小限に抑える場所で地区大会を開催するよう推奨されている。

## (要件)

- 地区大会は次のことを行わなければならない。
- a. RI 会長代理に、少なくとも2回は大会で講演する機会を用意する。この2回のうち1回は、配偶者を含める多数の出席者を見込める大会会議で、20～25分間の主要な講演することである。これら2回の主要講演に加え、大会の終わりにホスト地区に感謝の意を表すことのできる機会を用意する。
  - b. 前ロータリー年度の監査済みの財務報告を討議し、採択する。
  - c. 規定審議会の2年前のロータリー年度の地区大会では、地区の規定審議会代表議員を選出する。
  - d. 地区大会前に地区協議会または会長エレクト研修セミナーで地区の賦課金が承認されていない場合は、承認する。
  - e. 適切であれば、RI 理事の指名委員会委員

を選任する。

(ロータリー用語便覧より抜粋)



## ニコニコBOX .....

- 小野議長さん卓話大変ありがとうございます

山本会長

前 回	238,000円
今 回	3,000円
累 計	241,000円



## プログラム .....

### 「議会改革への取り組み」

留萌市議会議長 小野 敏雄 様

市議会の現状からお話しします。市民から見て市議会の活動状況が見えにくく、その結果、その存在意義が否定されたり、定数(16名)や報酬に対して十分な情報が伝わらず、無関心、批判が先行する状況となっています。また、承認機関的な仕事が多く、政策立案、実行力にかけています。

二元代表制の一翼を担う存在である議会には、分権時代を迎え、団体意思の決定機関としての機能や執行機関を監視・評価する機能をより發揮していくことが求められています。こうした機能を發揮していくためには、議会は広く住民の意思や要望を把握し、それらを持ち寄りながら議論することにより、当該自体の課題を明確にすることが必要であります。現在も、個々の議員は日ごろの活動を通じて住民要望や行政課題を把握しているが、本会議や委員会の運営では、議員が個々に執行機関へ疑問点を質すことに終始しており、議員間の協議はほとんどされておりません。したがって、議会から議案などで政策を提案したり、議会として執行機関の提案に対する積極的な指導・修正を行う事が少なく、執行機関の提案を議決するという受け身の状態にあるとの批判も多いです。

一方、執行機関は、各種施策の策定や実施に際して、パブリックコメントを募集したり、各

種アンケート・調査等を通じて広く住民意見を聴取する制度を取り入れています。さらに、最近では、必要に応じてその効果等について評価を行う事も珍しいことではなくなっております。このように、執行機関において意見集約から企画立案、事業実施、評価までの行政運営の一連のサイクルを完成される状況が促進されると、議会の政策提案や監視機能をどのように発揮するかが大きな問題となります。議会が単に執行機関の政策等を追認しているだけの存在となれば「議員数が多い」「報酬が高い」などの批判や、ひいては「議会は不要」との極端な意見も出てくるものと考えております。地方議会の中には、この状況に危機感を持って、積極的な改革の試みを始めたところもあります。

議会が正しく理解されない原因を考えると、情報公開の欠如が考えられます。一般質問が報道されるのみで、自らの情報発信が少ないのではないかと。「市議会だより」という広報誌を発行していますが、紙面が限られているため情報量が少ない。次に議会としての活動量が少ないので報道がされない。また、議員同士の議論が少ないのも事実です。委員会では多少議論があるが、議場では一昨年議員定数削減案を提出して否決された時が、留萌市議会始まって以来初の議論でした。

政策立案能力も不足しています。個人、団体ではやっても議会という組織の説明責任が果たされなかったり、市民生活の場に出向く努力も少ないです。最後に議員の仕事を限定的に解釈する傾向もあります。

以上の反省点を踏まえて、議会の改革に向けて、「行動する議会」「議会の見える化」を具体的に推進するために様々な改革を模索しています。大きく議員の身分保障に関する事、議会内のルールに関する事、情報の公開を含めて市民との関わりを深める事項に関する事の3つに分けて検討することにしました。

具体的には一般質問の改革。これは、一問一答の採用は市民の皆さんが議会傍聴にきていただくために、わかりやすい議論とするために採用しました。次に議会のラジオ中継実施です。



聞く聞かないは別として、聞こうとすれば聞ける状況を提供する義務があると考えました。生放送ではありませんが、FMもえるで放送をしています。将来的にはインターネットの中継を目指しています。3番目に議会報告会の実施です。市民との直接対話によって、行政施策の審議過程や目的、効果などを説明し理解してもらおう。またその評価、意見を聞き市政に反映させるようにしました。議会モニター制度の実施。これは各団体からモニターを募集し、議会運営について様々な意見や助言をいただく。メリットは様々な分野の多様な意見を集約できます。5番目は議決事項の拡大です。今まで関与していなかった総合計画やマスタープラン、福祉計画などについて議会に意見を反映させました。昨年総合計画の見直しの際に、全項目に渡って議会の意見を取り入れたものとなりました。

政策形成過程に関する資料の公開にも取り組みました。政策の発生源、検討した他の政策、ほかの自治体の比較検討、根拠法令、実施にかかわる財源や将来にわたるコスト計算などを情報開示します。議員間の議論の活性化や政策の優先順位も必要です。請願、陳情等を市民からの政策助言として位置付ける意識改革にも取り組んでいます。実のある議論とするため、議員の資質向上のために議員の質問に対して反問権を与えるようにしました。重要議案に対しては議員の賛否の公表、それぞれのセクションに精通した議員の育成も必要です。市民と議会の関係は市民の意向を議会に反映させることと同時に、議会が世論を喚起、形成させるという両方向性を持っているという意識を持つことも必要です。事務局スタッフの強化、充実。ホーム

## 第11回 9月19日(水) 天候/雨

---

ページの強化も必要です。最後に議会基本条例の制定。これは2006年栗山町が全国で初めて条例化しました。全国で114自治体で導入。北海道は35市中7市で実施。従来と異なる議会運営を体系的、総合的に想定しています。それは住民と歩む議会、議員同士が議論する議会、執行機関と切磋琢磨する議会を目指しています。会議規則から条例へと法体系の整備にもなります。

以上の議会運営、組織問題のほかに議員の身分に対する問題もあります。現在、議員定数については地方自治体法により上限が決まっており、条例において決定することになっており、報酬についても決められています。政務調査費については留萌市の財政上を鑑みて年間12万円ある調査費について凍結しています。今現在は議員のみで検討しようとしています。私個人としてはどこかの時点で民意を反映させることが必要と考えています。議会には現在、審議会などの答申機関がないので第三者的な機関の導入も必要と考えています。以上で、議会改革の取り組みについてお話をさせていただきました。

ご静聴ありがとうございました。

### 例会プログラム【10月】

10月3日(水) 来賓卓話

留萌労働基準監督署 署長 丹羽 裕康様

10月10日(水) 職場訪問移動例会

10月14日(日) 地区大会(新ひだか町)